三十三　ドレッシング及びドレッシングタイプ調味料品質表示基準を定めた件（平成十二年農林水産省告示第千六百六十七号）
三十四　食酢品質表示基準を定めた件（平成十二年農林水産省告示第千六百六十八号）
三十五　風味調味料品質表示基準を定めた件（平成十二年農林水産省告示第千六百六十九号）
三十六　めん類等用つゆ品質表示基準を定めた件（平成十二年農林水産省告示第千六百七十号）
三十七　乾燥スープ品質表示基準を定めた件（平成十二年農林水産省告示第千六百七十一号）
三十八　食用植物油脂品質表示基準を定めた件（平成十二年農林水産省告示第千六百七十二号）
三十九　マーガリン類品質表示基準を定めた件（平成十二年農林水産省告示第千六百七十五号）
四十　調理冷凍食品品質表示基準を定めた件（平成十二年農林水産省告示第千六百七十六号）
四十一　チルドハンバーグステーキ品質表示基準を定めた件（平成十二年農林水産省告示第千六百七十七号）
四十二　チルドミートボール品質表示基準を定めた件（平成十二年農林水産省告示第千六百七十八号）
四十三　チルドぎょうざ類品質表示基準を定めた件（平成十二年農林水産省告示第千六百七十九号）
四十四　レトルトパウチ食品品質表示基準を定めた件（平成十二年農林水産省告示第千六百八十号）
四十五　調理食品缶詰及び調理食品瓶詰品質表示基準を定めた件（平成十二年農林水産省告示第千六百八十一号）
四十六　炭酸飲料品質表示基準を定めた件（平成十二年農林水産省告示第千六百八十二号）
四十七　果実飲料品質表示基準を定めた件（平成十二年農林水産省告示第千六百八十三号）
四十八　豆乳類品質表示基準を定めた件（平成十二年農林水産省告示第千六百八十四号）
四十九　農産物漬物品質表示基準を定めた件（平成十二年農林水産省告示第千七百四十七号）
五十　乳を原材料とする加工食品に係る表示の基準を定める件（平成十三年厚生労働省告示第七十一号）
五十一　栄養機能食品の表示に関する基準を定める件（平成十三年厚生労働省告示第九十七号）
五十二　うなぎ加工品品質表示基準を定めた件（平成十三年農林水産省告示第五百八十九号）
五十三　農産物缶詰及び農産物瓶詰品質表示基準を定めた件（平成十四年農林水産省告示第千三百六号）
五十四　野菜冷凍食品品質表示基準を定める件（平成十四年農林水産省告示第千三百五十八号）
五十五　栄養表示基準を定める件（平成十五年厚生労働省告示第百七十六号）
五十六　しょうゆ品質表示基準の全部を改正する件（平成十六年農林水産省告示第千七百四号）
五十七　しいたけ品質表示基準を定める件（平成十八年農林水産省告示第九百八号）
五十八　即席めん類品質表示基準の全部を改正する件（平成二十一年農林水産省告示第四百八十七号）

（経過措置）

第三条　この府令の施行前にした表示に係る表示の基準の適用については、なお従前の例による。

第四条　この府令の施行の日から平成三十二年三月三十一日までに製造され、加工され、又は輸入される加工食品（業務用加工食品を除く。）及び添加物（業務用添加物を除く。）並びに同日までに販売される業務用加工食品及び業務用添加物の表示については、第二章及び第四章の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

第五条　この府令の施行の日から平成二十八年九月三十日までに販売される生鮮食品（業務用生鮮食品を除く。）の表示については、第三章の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

第六条　第三条第三項の表の栄養成分の量及び熱量の項の下欄に定める五の「消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第九条第一項において消費税を納める義務が免除される事業者が販売するもの」は、当分の間、「消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第九条第一項において消費税を納める義務が免除される事業者又は中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第二条第五項に規定する小規模企業者が販売するもの」と読み替えるものとする。

2　第三十二条第五項の表の栄養成分の量及び熱量の項の下欄に定める三の「消費税法第九条第一項において消費税を納める義務が免除される事業者が販売するもの」は、当分の間、「消費税法第九条第一項において消費税を納める義務が免除される事業者又は中小企業基本法第二条第五項に規定する小規模企業者が販売するもの」と読み替えるものとする。

別表第一（第二条関係）

1　麦類
　精麦
2　粉類
　米粉、小麦粉、雑穀粉、豆粉、いも粉、調製穀粉、その他の粉類
3　でん粉
　小麦でん粉、とうもろこしでん粉、甘しょでん粉、ばれいしょでん粉、タピオカでん粉、サゴでん粉、その他のでん粉
4　野菜加工品
　野菜缶・瓶詰、トマト加工品、きのこ類加工品、塩蔵野菜（漬物を除く。）、野菜漬物、野菜冷凍食品、乾燥野菜、野菜つくだ煮、その他の野菜加工品
5　果実加工品
　果実缶・瓶詰、ジャム・マーマレード及び果実バター、果実漬物、乾燥果実、果実冷凍食品、その他の果実加工品
6　茶、コーヒー及びココアの調製品
　茶、コーヒー製品、ココア製品
7　香辛料
　ブラックペッパー、ホワイトペッパー、レッドペッパー、シナモン（桂皮）、クローブ（丁子）、ナツメグ（肉ずく）、サフラン、ローレル（月桂葉）、パプリカ、オールスパイス（百味こしょう）、さんしょう、カレー粉、からし粉、わさび粉、しょうが、その他の香辛料
8　めん・パン類
　めん類、パン類
9　穀類加工品
　アルファー化穀類、米加工品、オートミール、パン粉、ふ、麦茶、その他の穀類加工品
10　菓子類
　ビスケット類、焼き菓子、米菓、油菓子、和生菓子、洋生菓子、半生菓子、和干菓子、キャンデー類、チョコレート類、チューインガム、砂糖漬菓子、スナック菓子、冷菓、その他の菓子類
11　豆類の調製品
　あん、煮豆、豆腐・油揚げ類、ゆば、凍り豆腐、納豆、きなこ、ピーナッツ製品、いり豆、その他の豆類調製品
12　砂糖類
　砂糖、糖みつ、糖類
13　その他の農産加工食品
　こんにゃく、その他1から12に分類されない農産加工食品
14　食肉製品
　加工食肉製品、鳥獣肉の缶・瓶詰、加工鳥獣肉冷凍食品、その他の食肉製品
15　酪農製品
　牛乳、加工乳、乳飲料、練乳及び濃縮乳、粉乳、発酵乳及び乳酸菌飲料、バター、チーズ、アイスクリーム類、その他の酪農製品
16　加工卵製品
　鶏卵の加工製品、その他の加工卵製品